

第3回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 5年 3月 6日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白 石 淳 一	3番 遠 西 美 子
4番 石 井 武 久	5番 遠 藤 由理子
6番 宮 下 庄 吉	7番 高 井 武 男
9番 萩 原 正 道	10番 中 村 順 子
11番 金 井 繁 行	12番 星 野 博 一
13番 井 上 正 文 (会長)	14番 牛 口 長 明
15番 小 林 由喜子	

・欠席

2番 星 野 芳 寿	8番 生 方 芳 光
------------	------------

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	佐 藤 エリカ
副主査	宮 下 和 哉

・会議の概要

事務局長	1. 開会前 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 本日、2番 星野芳寿委員、8番 生方芳光委員より欠席の届け出がございました。 在任委員15名中、現在の出席委員は、13名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。 はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。	午後1時30分
議長 (井上会長)	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時32分
議長	3. 議事録署名委員の指名について まず、議事録署名人の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、1番 白石淳一委員 3番 遠西美子委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。	午後1時33分
議長	4. 諸般の報告 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局より順次、報告をお願いします。 下記について報告 (1)農地の合意解約について (2)農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (3)農地に該当しないことの証明について (4)制限除外の農地移動について これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。	午後1時33分
議長	5. 付議事件 議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。 議案説明 8件	午後1時35分

事務局員	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。審議に入ります。 ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。 まず1番 2番 3番 4番 5番 6番
7番委員	譲渡人と譲受人がご夫婦とのことですが、第1号の全部効率利用要件や、経営面積については、譲渡人の内容でよいのでしょうか？
事務局員	全部効率利用要件や下限面積は世帯で見るので、この場合は、所有機械や経営面積に変化はないことになります。
議長	他にご意見・ご質問等あればお願いいたします。 関連がありますので、7番及び8番
議長	無いようですので、お諮りいたします。 議案第7号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

	議案説明 3件
事務局員	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。 まず1番 2番 3番
4番委員	地目について、山林と竹林で何か違いはあるのでしょうか。
事務局次長	竹林という地目はないので、山林ということになります。
4番委員	現況山林の状況で竹林にするとのことですが、この場合でも転用申請が必要となるのでしょうか。
事務局次長	現況山林として利用しており、登記地目を山林に変更したいとのことなので、転用申請が出てきたものになります。
議長	他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。 無いようですので、お諮りいたします。 議案第5号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第9号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

	議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。
	議案説明 3件
事務局員	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。 関連がありますので、1番から3番まで一括してお願いします。
10番委員	事業費についてですが、具体的にはどのような用途になっているのでしょうか。
事務局員	事業費については、事業全体の費用になっています。現時点では、個別に金額が算出されていないことから、事業全体の金額をお示しさせていただきました。
事務局次長	この事業は2年かけて行うとのことで、大きな金額になっています。
10番委員	当初計画者は運送会社のようなのですが、元はそこを借りようとしていたということでしょうか。
事務局次長	元は資材置場としてかなり前に許可を受けたものになりますが、実際のところ事業を実施できなかったために、そのままになっていたので、計画変更申請に及んだものです。
議長	変更後の計画について、状況はどうなっているのでしょうか。
事務局次長	試掘は今年度に行い、試掘の結果を受けて、本格的な調査を行うものになります。
議長	他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。 無いようですので、お諮りいたします。 議案第9号については申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 15件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

関連がありますので、2番から7番まで一括してお願いします。

8番

9番

10番

7番委員

登記地目が山林で、現況が田とのことですが、転用申請は、現況でも判断するということでしょうか。

事務局員

登記地目または現況地目が農地であれば、転用申請が必要となります。

議長

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続いて、関連がありますので、11番から13番まで一括してお願いします。

7番委員

今回の申請は、事業計画地すべてではないようですが、今後も申請が出る可能性があるということでしょうか。

事務局員	この事業は2年間にわたって、今回申請のあった場所だけでなく、場所を変えながら行われる計画になっています。
議長	他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。 続きまして14番
議長	必要経費についてですが、この金額で実施できるのでしょうか。
事務局員	必要なものはリースで確保するようです。申請者によると、土地造成等もそこまで行わないとのことでした。
7番委員	申請地は傾斜地となっているイメージがありますが、現地は平らになっているのでしょうか。平らであれば造成工事はそこまで行わないということでしょうか。
事務局員	一部段差はありますが、全体として平らな場所になっています。
事務局長	申請地周辺は、元は養豚場だった場所になります。
議長	他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。 続きまして15番 無いようですので、お諮りいたします。 議案第10号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第11号「農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第11号については、計画(案)のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第11号「農用地利用集積計画(案)について」は、計画(案)のとおりこれを決定し、沼田市長に回答いたします。

次に議案第12号「下限面積(別段の面積)の廃止について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局次長

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第12号については、下限面積要件を廃止することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第12号「下限面積(別段の面積)の廃止について」は、提案のとおりこれを認めることに決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時32分

6. 協議事項

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 農業委員及び農用地利用最適化推進委員候補者の推薦・募集状況について
- (2) 令和5年度総会等日程表について
- (3) 証明手数料の有料化について
- (4) 全国農業新聞に係る普及奨励金について
- (5) 行事予定について
- (6) その他

8. 閉 会

終了 午後3時14分